ココニヘルパーステーション 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社ココニが開設するココニヘルパーステーション(以下「事業所」という。)が行う居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護の事業(以下「居宅介護等事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者(厚生労働大臣が定める者)(以下「居宅介護員等」という。)が、障害者(児)に対し、適正な指定居宅介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の居宅介護員等は、障害者(児)の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - 一 名 称 ココニヘルパーステーション
 - 二 所在地 東京都府中市白糸台一丁目71番地の1ハイツハセガワ203

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
 - 一 管理者 1名(常勤、サービス提供責任者と兼務) 管理者は、居宅介護員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。
 - 二 サービス提供責任者 1名(常勤 1名以上、うち1名管理者と兼務) サービス提供責任者は、事業所に対する指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護の利用の申込みに係る調整、居宅介護員等に対する技術指導、居宅介護等計画の作成等を行う。
 - 三 居宅介護員等 (常勤換算 2.5名以上) 居宅介護員等は、障害者(児)の指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護 の提供にあたる。

(営業日及び営業時間、サービスの提供)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - 一 営業日 月曜日から金曜日 ただし、12月29日から1月3日までを除く。
 - 二 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
 - 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
 - 四 サービスの提供は、365日、24時間行う。

(指定居宅介護等の内容及び利用者から受領する費用等について)

第6条 提供内容は、次のとおりとする。

一 居宅介護

身体介護:入浴、排せつ及び食事の介護 家事援助:調理、洗濯及び掃除等の家事

通院等介助:身体介護を伴う通院等介助、身体介護を伴わない通院等介助

二 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を有するものに対する入浴、排泄及び食事等の介護並びに外出時における移動中の介護並びに介護等に関する助言その他の生活全般にわたる援助

三 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者(児)に対し、移動時及びそれに伴う外出先に おいて、必要な視覚的情報の提供や移動介護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる 援助を行う

四 行動援護

行動上、著しい困難を有し常時介護を要する障害者(児)が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護及び外出時における移動中の介護等

- 2 指定居宅介護等サービスを提供した場合の利用料の額は、告示上の額とし、当該指定居宅介護等サービスが法定代理受領のサービスであるときは、その1割とする。ただし、区市町村が定める月額負担上 限額の範囲内とする。
- 3 第8条に定める通常の実施区域を越えて行う指定居宅介護等に要した交通費は、その実額を徴収しない。
- 4 前項の費用及びその他、利用者等から金銭の支払を受ける場合には、利用者等に金銭の支払を求める 理由について書面によって明らかにするとともに、支払に同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(事業の主たる対象者)

第7条 事業の主たる対象とする障害の種類を次のように定める。

居宅介護:身体障害者(18歳未満の者を除く)

知的障害者(18歳未満の者を除く)

障害児(18歳未満の身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病等対象者)

精神障害者(18歳未満の者を除く)

難病等対象者(18歳未満の者を除く)

重度訪問介護:身体障害者(18歳未満の者を除く)

知的障害者(18歳未満の者を除く)

精神障害者(18歳未満の者を除く)

難病等対象者(18歳未満の者を除く)

同行援護:身体障害者(18歳未満の者を除く)

障害児(18歳未満の身体障害者及び難病等対象者)

難病等対象者(18歳未満の者を除く)

行動援護:知的障害者(18歳未満の者を除く)

障害児(18歳未満の知的障害者、精神障害者及び難病等対象者)

精神障害者(18歳未満の者を除く)

難病等対象者(18歳未満の者を除く)

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、東京都府中市、文京区、新宿区の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 居宅介護員等は、指定居宅介護等を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた ときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならな い。

(虐待の防止のための措置)

- 第10条 指定居宅介護等事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の 防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ区市町 村へ報告する。
- 2 虐待の防止に関する担当者を選定する。
- 3 成年後見制度の利用に当たって必要となる支援を行う。
- 4 苦情解決体制を整備する。
- 5 従業者に対し、虐待防止のための普及・啓発の研修を定期的に(年1回以上)開催するとともに、新 規採用時には必ず実施する。
- 6 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置し、定期的に(年1回以上)開催するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する。

(身体拘束等の禁止)

- 第11条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護する ため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘 束等」という。)を行わない。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の 状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

- 第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に 実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」と いう。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営についての留意事項)

- 第13条 指定居宅介護等事業所は、居宅介護員等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - 一 採用時研修 採用後2カ月以内
 - 二 継続研修 年1回
- 2 管理者及び居宅介護員等(以下「従業者」という。)は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を 保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ココニと事業所の管理者との協議に 基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。